

04-1 必要書類の提出

- ・ 電子申請と併せて郵送提出が必要な書類は下記のとおりです。
- ・ 「※」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。
- ・ 「郵送受取（返送用封筒提出）」を選択した場合は、返送用レターパック又は簡易書留用封筒（角2サイズ、530円切手付き）を同封してください。
- ・ 郵送先については、申請先（保健所）によって異なりますので、P12を参照願います。

<必要書類一覧>

申請手続き・宛先	必要書類
①店舗販売業許可申請	・ 登記事項証明書（原本）（申請者が法人の場合） ※発行日から6か月以内のもの ・ 医師の診断書（原本）（「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合） ※発行日から3か月以内のもの ※法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む * 従事する薬剤師及び登録販売者との使用関係証明書 ※発行日から3か月以内のもの ※申請者本人が従事する場合は不要 ※派遣薬剤師及び派遣登録販売者を雇用する場合は、使用関係証明書の代わりに派遣労働者であることを明示した書面の写し等 * 従事する薬剤師及び登録販売者の資格を証する書類 ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの（申請者が記名） * 業務（実務）従事証明書又は業務（実務）従事確認書（店舗管理者が登録販売者の場合） * 勤務状況報告書（店舗管理者が登録販売者の場合） * 誓約書（すでに許可を取得している店舗に対して新たに許可を取得しようとする場合）
<宛先> 「店舗販売業許可申請受付」係	
②店舗販売業許可更新申請	・ 更新前の店舗販売業許可証（原本） ・ 医師の診断書（原本）（「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合） ※発行日から3か月以内のもの ※法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む
<宛先> 「店舗販売業許可更新申請受付」係	
③許可証の書換え交付申請	・ 店舗販売業許可証（原本）
<宛先> 「許可証書換え交付申請受付」係	
④許可証の再交付申請	・ （破損又は汚損した場合）店舗販売業許可証（原本）
<宛先> 「許可証再交付申請受付」係	
⑤変更届	・ P10-11に記載の該当資料 * （変更事項に応じて、事前又は事由の発生から30日を超過した場合）遅延理由書
<宛先> 「変更届受付」係	
⑥廃止・休止・再開届	・ （廃止した場合）店舗販売業許可証（原本） * （事由の発生から30日を超過した場合）遅延理由書
<宛先> 「廃止（休止・再開）届受付」係	

04-2 必要書類の提出

- 「⑤変更届」の際に郵送提出が必要な書類は、下記のとおりです。
- 「*」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。
様式は下記のホームページ内に掲載しておりますので、ダウンロード願います。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/tenpohenkou.html>

<変更事項別 必要書類一覧> ※事由の発生から30日以内に届出が必要なもの

変更事項	必要書類
店舗販売業者の氏名または住所	- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本） ※ 店舗の住所変更（店舗移転）の場合は新規の許可が必要です。
店舗管理者	* 従事する薬剤師及び登録販売者一覧表（所定様式） * 使用関係証明書 * 従事する薬剤師及び登録販売者の資格を証する書類 ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの（申請者が記名） * 業務（実務）従事証明書又は業務（実務）従事確認書（店舗管理者が登録販売者の場合） * 勤務状況報告書（店舗管理者が登録販売者の場合）
店舗管理者以外の従事する薬剤師または登録販売者	* 従事する薬剤師及び登録販売者一覧表（所定様式） * 使用関係証明書 * 従事する薬剤師及び登録販売者の資格を証する書類の写し ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの（申請者が記名）
店舗管理者の氏名、住所または週当たり勤務時間数	* 従事する薬剤師及び登録販売者一覧表（所定様式）
店舗管理者以外の従事する薬剤師または登録販売者の氏名並びに週当たり勤務時間数	* 従事する薬剤師及び登録販売者一覧表（所定様式）
薬事に関する業務に責任を有する役員（申請者が法人の場合）の氏名の変更	- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本） - 医師の診断書（「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合） ※発行日から3か月以内のもの
営業所の構造設備の主要部分	* 店舗の構造設備の概要（所定様式） ※ 営業所の建て替えや同一ビル内の移転の場合は、新規の許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。
店舗において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類	* 店舗の構造設備の概要（所定様式）
通常の営業日・営業時間	* 開店時間（営業時間）一覧表（所定様式）
販売・授与する医薬品の区分	* 店舗の構造設備の概要（所定様式）
医薬品医療機器等法施行令第49条の特例に基づき管理医療機器の取扱いを届出しているとみなされている店舗における、特定管理医療機器の営業所管理者（当該管理者の氏名のみ、又は住所のみの変更も含む）	* 資格を証する書類 ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの（申請者が記名）

O4-3 必要書類の提出

- ・ 「⑤変更届」の際に郵送提出が必要な書類は、下記のとおりです。
- ・ 「※」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。
様式は下記のホームページ内に掲載しておりますので、ダウンロード願います。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/tenpohenkou.html>

<変更事項別 必要書類一覧> ※事由の発生前に事前に届出が必要なもの

変更事項	必要書類
店舗の名称	・ なし
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	・ なし
特定販売の実施の有無	* 特定販売を行う営業時間・特定販売の概要（所定様式） * インターネットまたはカタログによる特定販売を行おうとする場合、その構成概要（様式指定なし）
特定販売を行う通信手段	* 特定販売の概要（所定様式）
特定販売を行う医薬品の区分	* 特定販売の概要（所定様式）
特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間	* 特定販売を行う営業時間・特定販売の概要（所定様式）
特定販売の広告における店舗の名称（正式名称と異なる場合）	* 特定販売の概要（所定様式）
ホームページアドレス及び主たるホームページの構成概要（ネット販売を行う場合）	* 特定販売の概要（所定様式） * ホームページの構成概要（様式指定なし）
宮城県が適切な監督を行うために必要な設備の概要（特定販売のみを行う時間がある場合）	* 特定販売の概要（所定様式）

O4-4 必要書類の提出

- ・ P9～11の郵送提出が必要な書類の郵送先は、下記のとおりです。
申請先に応じて、郵送先が異なりますのでご注意願います。
- ・ 宛名には申請先名（保健所）と併せて、P9の申請手続き名を記入願います。

<郵送先一覧>

店舗の所在する市町村	申請先保健所等（宛名）	住所（郵送先）
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	仙南保健所獣疫薬事班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	塩釜保健所食品薬事班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15
名取市、岩沼市、亘理町、山元町	塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18
富谷市、大和町、大郷町、大衡村	塩釜保健所黒川支所食品薬事班	〒981-3304 富谷市ひより台2-42-2
大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町	大崎保健所獣疫薬事班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1
栗原市	大崎保健所栗原支所食品薬事班	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1
石巻市、東松島市、女川町	石巻保健所獣疫薬事班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7
登米市	石巻保健所登米支所食品薬事班	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健所食品薬事班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3

（例）白石市内の店舗が必要書類を郵送する場合

<郵送先> 〒989-1243
宮城県柴田郡大河原町字南129-1
仙南保健所獣疫薬事班「〇〇受付」係

↑「〇〇係」の部分には、P9の申請手続き名を記入